IT-Professor
ネットワーク接続基準

2021 年 10 月

IT-Professor IT 部

秘 Confidential

更新履歴

	更新日	更新箇所	更新内容
1	2021/10	初版	

秘 Confidential

1. 趣旨・目的

このこの実施基準は、IT-Professor（以下、IT-P と称す）グループ情報セキュリティポリシー第 6 章(第 16、17、18 条)の規定に基づき、情報資産に対するネットワークを介した非権限者からの不正侵入および情報の盗聴・漏洩・破壊・改ざんなど脅威からの保護対策について、必要な基準を定めたものである。

2. 定義

本基準で用いる主な用語の定義は、以下のとおりとする。

1) ネットワーク
電子化されたデータ、音声、画像等を伝送するための通信網(回線や設備を含む)。

2) IT-P グループネットワーク
IT-P グループの通信基盤として整備されたネットワーク。

3. 対象

1) 対象となる情報資産
・ ネットワーク(通信回線、通信機器)

4. 役割

次のとおり役割を定義する。

1) IT 部長
ネットワークセキュリティ対策内容の決定、基盤となるネットワークへの適用および対策状況の把握や改善など、IT-P グループにおけるネットワーク全般を統括する。

2) ネットワーク統括担当者
IT 部長の指示に基づき、IT-P グループにおけるネットワーク全般を統括する業務を担う。安全かつ円滑な情報資産の活用を推進するため、適切な対策を講じるとともに、必要に応じ各部門および IT-P グループ各社に対して適時指示、指導を実施する。

秘 Confidential

3) 部門長等

自部門の情報資産に関してネットワーク接続が必要となる場合に、接続目的および必要な条件を明確にしたうえで、IT 部長に諮り、その指示に従う。

5. 遵守事項

非権限者によるネットワークへの不正侵入や不正な取り扱いを防止するため、IT-PIT 部長は、基盤となるネットワークを整備し、利用ルール等を定め、一元的に管理する。

各部門および IT-P グループ各社にて、ネットワーク接続が必要となる場合、接続目的および必要な条件を明確にしたうえで、ネットワーク統括担当者に事前相談し、その指示に従わなければならない。

なお、ネットワーク接続が不要となる場合についても、ネットワーク統括担当者に届け出なければならない。

1) ネットワーク基盤の整備

i 安全かつ効率的なネットワーク利用を実現するための、IT-P グループネットワークを構築し、利用ルールを定め、仕様を公開する。

ii IT-P グループ各社が情報通信を行う場合は、IT-P クループネットワークの利用を原則とする。

2) ネットワーク基盤の管理

i IT-P グループ外からの接続、IT-P グループ外への接続についてネットワーク使用状況を記録する。

ii 不正アクセス等脅威に対し保護状態を確認するため、適宜脆弱性評価を実施する。

3) 対外接続

i IT-P グループ外の企業・団体・個人等とネットワーク接続を行う場合には、接続先のネットワークセキュリティを確認し、接続にあたっての条件を合意しなければならない。

ii 不正アクセスおよび情報漏洩等から保護するため、接続相手との通信は、業務上必要なものに限り、接続対象および通信手段を特定しなければならない。

4) 緊急時における IT-PIT 部長の権限

ネットワークにおける異常状態を検知し、緊急対応が必要となる場合には、IT-P IT 部長の判断により、社内・社外とのネットワーク遮断等の措置を講じる。

・ 不正アクセスまたは攻撃を検知またはその兆候を検知した場合

秘 Confidential

・ 大量アクセスによる通信遅延などを検知した場合
・ IT-P グループ内でコンピューターウイルスに感染し、即座に駆除されなかった場合

6. 例外事項

法令または別途定められた規程等により特別の定めがある場合には、責任体制に基づき適切に判断し処理しなければならない。

7. 公開の範囲

本基準は、「社外秘」とし、IT-P グループの従業員等を対象に公開する

8. 改廃

本基準は、定期的に見直しを行うこととし、IT 部にて適宜改定を行うこととする。

また、改定が必要と判断された場合は、速やかに変更を行い、責任体制(情報セキュリティ管理体制)を通じ、その内容をすべての従業員等に周知することとする。

改附則

本基準は、2021 年 10 月 1 日より適用とする。

秘 Confidential